

児童扶養手当の受給要件に関する意見書

児童扶養手当は、父母の離婚などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度であり、手当の受給者を母又は父の外、親に代わる養育者とし、さらに一定の所得制限を設けています。

しかし、児童扶養手当法では、養育者が何らかの公的年金を受けることができる場合は受給資格がないものとしており、例えば、老齢年金を受給している祖父母が養育する場合、その年金額にかかわらず所得制限内であっても手当を受けることができず、このような状況は、児童を養育する世帯の生活の安定と児童の福祉の増進を図るという制度の趣旨に合致しているとは言えません。

既に、総務省が厚生労働省に対し受給資格の見直しについてあっせんを行っていますが、手当と年金の併給は二重給付になるとしていまだ見直しはされていません。

よって、国におかれましては、公的年金を受給していることを児童扶養手当受給資格の除外要件としていることについて早急に見直すよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月25日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣